【第三種郵便物認可】 日本経済

Taxウオーズ

——攻防 最前線

日進月歩のグローバルな経済活動にどう課税すべきか——。先進34カ国が加盟する経済協力開発機構（OECD）は、企業の課税回避を防ぐ国際指針作りに着手した。富の分配を巡る国と企業の攻防の行方について内外の専門家や経営者に聞いた。（1面参照）

課税回避防止 15年までに国際指針——3氏に聞く

効果的なルールは

OECD租税委員会議長
（財務省総括審議官）
浅川 雅嗣氏

あさかわ・まさつぐ 1981年東大経卒、旧大蔵省（現財務省）入省。国際局や主税局経験が長い。麻生内閣で首相秘書官を務めた。2011年6月、経済協力開発機構（OECD）租税委員会の議長に日本人として初めて就任した。静岡県出身、55歳。

企業の進出先で課税拡大

——経済協力開発機構（OECD）が企業の過度な節税を防ぐための行動計画をまとめた経緯は。

「これまでの国際課税ルールは企業や個人が実際に利益を上げた国（源泉地国）での課税を抑え、本社などがある居住地国で広く課税することを認める方向で進んできた。企業の進出を促し、資本の流れや人的交流を加速する狙いだった」

「ふと気付くと、2つの問題が出てきた。一つは源泉地国にも居住地国にも税金が落ちない『二重非課税』の問題。国境を越える電子商取引が広がり、企業の経済活動に応じた税金をかけられない事態も目立ち始めた。こうした問題をふまえ、国際課税ルールを全面的に見直そうと始まったのが、税源浸食と利益移転（BEPS）という今回の計画だ」

——電子商取引への課税強化や知的財産権の移転ルールといった15の項目に最長2年半で結論を出す計画ですね。

「6月の主要国（G8）首脳会議で注目を集めたのも、リーマン・ショック後の財政悪化や所得格差の拡大で、不公平な課税を政治的に放置できなくなったことが背景にある。政治的なモメンタム（勢い）を失わないうちに結論を出していきたい」

——法人税率の引き下げは議論の対象にしないのですか。

「行き過ぎた法人税率引き下げが、各国の経済にとって無害ではないという意識は共通している。ただ、課税権は国家主権の最たるものだ。法人税率の違いがゆがみを生んでいるのは確かだが、税率を一律にするのは現実的な選択肢ではないだろう。国家主権の下で各国が決めるそれぞれの税率を前提に、弊害を最小限にするルールをつくろうという趣旨だ」

——OECD非加盟国の中国やインドにも議論参加を呼びかけました。

「加盟国と平等な発言権や投票権を与えるなど、これまでにない試みだ。中国やインドはグローバルな経済活動に乗り出している。新興国で活動する外資系企業への課税をある程度認めることも彼らの利害に反しない。新興国を巻き込まなければ、国際課税の問題は解決できない時代になっている」

——新ルールの実効性をどう確保しますか。

「OECDは各国にルールを強制できる組織ではない。是正を求める勧告を出すところまでだ。各国はその勧告に従って国内法や租税条約を改定することになる。従えない事情があるなら、その国にOECDの作業部会で主張してもらい、最大限共有できるルールをつくる」

——タックスヘイブン（租税回避地）などの参加国以外と協調しなければ抜け穴は残ります。

「OECDのルールを非加盟国にも呼びかけ、国際標準としてきた。様々な枠組みを通じて、OECDに加盟しない新興国との連携を拡大し、国際課税のゆがみを是正していくべきだと考えている」

節税批判 どう見る

アーンスト・アンド・ヤング 税制部門グローバル代表
クリストファー・サンガー氏

Christopher Sanger 監査法人アーンスト・アンド・ヤング（E&Y）の税制部門のグローバル代表。1998～2001年にかけて英財務省でビジネス関連税制の責任者だった。現在も英国など各国政府のアドバイザーを務める。オックスフォード大卒。

知財の評価に透明性を

——米スターバックス英国法人など多国籍企業の節税が批判されています。

「国際貿易が発達した1920年代に、各国は二重課税を回避する租税条約を結び、グローバル化に対応した。有力企業が世界各国で子会社を持つようになった現在はもっと複雑だ。国レベルでは対応できない。主要8カ国（G8）や20カ国・地域（G20）のレベルで解決に動き出したことは望ましい」

「各国は税制を使った企業の誘致合戦を繰り広げており、企業はそれに反応しているにすぎない。企業が税制を決めているわけではないので、過剰な節税との批判は適切ではない。顧客企業の多くはどの国にいくら払えばよいか、はっきりした税制を求めている」

——法人税のあり方そのものも議論です。

「法人税の場合、収入と費用、利益がどこに帰属するかが個人所得税などに比べて非常に複雑だ。税率が高かったり、仕組みが不透明だったりすると企業が海外に逃げる要因にもなる。非効率な税だ」

「40～50年前、経済協力開発機構（OECD）の加盟国では、税収に占める法人税の割合は10%だったが、2010年には8%に低下した。英国では17年に5・75%まで下がる。今後も法人税から付加価値税などへのシフトが進む。直接税と間接税の比率は過去40年続いた6対4から変わる。法人税そのものはなくならないだろうが、課税回避の誘因を減らすため、税率を下げ課税ベースを広げる動きがもっと広がるだろう」

——OECDの行動計画の実現性は。

「電子商取引などデジタルエコノミーへの対応は難しい。米国などが主張する既存の税制で十分との見方と、不十分だとの考え方に各国が割れている。国同士の綱引きが二重課税の問題を引き起こす懸念もある。正解があるわけではない。各国の合意の下、どこで線引きするかだ」

——電子商取引では、ウェブサイトを恒久的施設（PE）と位置付け、各国が課税できるようにする案もあります。

「一国でウェブサイトを立ち上げただけで、世界中でPEと評価され、課税される危険がある。現行の税制ではモノやサービスを輸出した場合、輸出した国だけで利益に課税される。新しい仕組みと現行税制の整合性が問題になる」

——特許権など知的財産の移転による節税も批判があります。

「知的財産はたしかに低税率国への移転が多い。だが、例えば米国から他国に移した時点では課税されている。多国籍企業がすべての課税を回避しているわけではない。知的財産の価値をどう評価するかは難しい。各国の税務当局は算出手法に透明性を持たせてほしい」

Taxウオーズは、粟井康夫、中島裕介、松崎雄典、川瀬智浄、山田薫、八十島綾平、福岡幸太郎が担当しました。